

(南川和範)

[共同執筆書]

「契約を解除した場合、振り出した手形はどうなるか」「循環取引において目的物が存在しない場合、手形の支払を拒絶できるか」『誰にもわかる手形・小切手の手引』(追録48号)

平成27年1月 新日本法規出版